

浦 監 第 394 号
令和 7 年 2 月 7 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

令和 6 年度定期監査（福祉部）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項及び浦安市監査基準に基づき実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年度定期監査（福祉部）の結果報告書

1 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年8月31日又は令和6年9月30日までに執行された財務に関する事務の執行等

2 監査対象部局

福祉部

（社会福祉課、障がい福祉課、障がい事業課、こども発達センター、高齢者福祉課、高齢者包括支援課、介護保険課、中央地域包括支援センター）

3 監査の実施期間

令和6年9月17日から令和7年2月4日

4 監査の着眼点

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかに主眼をおいて実施した。

5 監査の実施内容

予算及び事務の執行について、関係書類の審査、質問審査を行った。

6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であったが、次の事項について改善、検討の必要があると認められた。

- （1）生活保護費返還金について、月末締め、翌月にまとめて指定金融機関に入金を行っていた。浦安市会計事務規則第22条第1項では、直接収納したときは当日又は翌日に払い込まなければならないとしていることから、適切な取扱いを行うよう改善されたい。（指摘事項：社会福祉課）
- （2）浦安市民生委員児童委員協議会運営費補助金について、実績の確認方法として、補助金申請に係る経費の収支を明らかにした領収書類、または、帳簿や通帳など支払い等を証明する書類の確認を行っていなかった。補助金の見直し方針の補助実績の確認の中では、領収書類の写しの提出等を求めていることから、実績の確認方法について精査されたい。（改善事項：社会福祉課）

(3) 浦安市障がい福祉団体事業費補助金について、予備費を補助対象経費として補助金額の審査を行っていた。交付決定額に影響はなかったものの、補助金の見直し方針の⑦補助対象経費の明確化の中であげられた経費には該当しないと考えられることから、適正な交付決定に努められたい。
(改善事項：障がい事業課)

(4) 事務処理上の軽易な誤り等があったことから、改善を求める。
(注意事項：全課)

(備 考)

監査結果の区分は、次のとおりとしている。

勸告：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなど

指摘事項：法令等に違反しているものや故意又は過失により重大な損害等が生じたもの、事務処理等が著しく適切性を欠くと認められるもの、著しく経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるものなどで勸告にあたらないもの

改善事項：法令等に照らし、一概に違法又は不正とは言えないが、さらに改善又は見直しが必要と認められるものや現時点で損害等は発生していないが、重大な損害等が生じる可能性があるものと認められるもの、指摘事項には至らないが、事務処理等が適切性を欠くと認められるものなど

注意事項：事務処理上等の軽易な誤りで、改善が可能又は必要と認められるものや現時点で問題はないが、継続して注視していくことが必要と認められるもの、指摘事項又は改善事項とする程度にはないが、注意が必要と認められるものなど

※監査結果報告書については、「勸告」、「指摘事項」及び「改善事項」に該当するものを記載している。